

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日（火）第3199号の13



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

人 事 委 員 会 規 則

○一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 1

人 事 委 員 会 規 則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長 平 田 浩 和

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 規 則 第 8 号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年鹿児島県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「級別資格基準表の適用方法等」を「県職員初任給規則第3章から第5章までの規定等の適用」に改め、同条第1項中「であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の任用に関する規則（昭和36年鹿児島県人事委員会規則第1号）の規定による試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、」を「に対する」に、「別表第1の2」を「第3章から第5章まで」に、「別表第1に定める級別資格基準表（次項及び次条において「級別資格基準表」という。）の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用する」を「第3章から第5章までの規定の適用については、職員の任用に関する規則（昭和36年鹿児島県人事委員会規則第1号）の規定による採用試験（以下「採用試験」という。）の結果に基づいて職員となった者として取り扱う」に改め、同条第2項を削る。

第6条及び第7条を次のように改める。

（一般任期付職員の職務の級の決定等の特例）

第6条 前条の場合において、新たに一般任期付職員となった者の職務の級は、当該一般任期付職員に求められる能力等を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該一般任期付職員の採用の日に占めることとなる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該一般任期付職員の有する知識経験、免許等を考慮して決定することができる。

2 前条の場合において、新たに一般任期付職員となった者の号給は、当該一般任期付職員に求められる能力等を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該一般任期付職員の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該一般任期付職員の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該一般任期付職員の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該一般任期付職員の有する能力等を考慮して決定する号給とすることができる。

（初任給基準表の適用除外）

第7条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、県職員初任給規則別表第2、鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第16号）別表

第2及び別表第3並びに警察職員初任給規則別表第2に定める初任給基準表は、適用しない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。